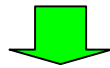


## パブリックコメント手続の流れ

### 政策等の原案の策定

- (1) 町の基本構想又は個別分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画
  - (2) 町政に関する基本的な制度を定めることを内容とする条例
  - (3) 町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例( 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除きます。)
- \* 迅速な対応が必要なものや軽微なものは、対象外となります。



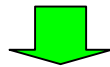
### 原案の公表

#### 公表する資料

- ・ 当該計画等の素案の概要
- ・ 根拠法令
- ・ 計画等の策定又は改定にあたっては、上位の計画等の概要
- ・ 対象政策等の実施により生じることが予測される影響の程度及び範囲
- ・ その他必要な資料

#### 公表方法

- ・ ホームページへの掲載
- ・ 担当課が指定する場所での閲覧



### 意見提出の受付

原則 3 週間以上

#### 提出方法

郵便、信書便、電子メール又は担当課が指定する場所への持参とします。  
(住所、氏名及び連絡先を記載)



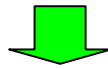
**政策等の意思決定**

提出された意見を考慮して意思決定

**結果の公表**

原案の公表方法と同様に公表

- ・ 提出された意見等の概要
- ・ 提出された意見等に対する町の考え方
- ・ 政策案を修正したときは、その修正内容



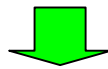
**若狭町議会**

条例等議会の議決を要するもの

議会へ議案提出

その他議会の議決を要しないもの

策定した計画等を議会へ報告



計画・条例等の実施・施行